

## 栃木市福祉有償運送運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営を確保することにより、市民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図るに当たり、福祉有償運送の必要性、課題、輸送の安全及び旅客の利便の確保に係る措置等について協議するため、栃木市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の2の規定による登録の申請（法第79条の6の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7の規定による変更登録の申請を含む。）における福祉有償運送の必要性に関すること。
- (2) 旅客から收受する対価に関すること。
- (3) 福祉有償運送の必要性に関する合意の解除に関すること。
- (4) その他福祉有償運送の適正な運営に関し必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に住所を有し、利用者を代表する者又は利用が想定される者
- (2) 市の区域を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体を代表する者

- (3) 市の区域を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
  - (4) 関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する者
  - (5) 市の区域を運送区域とする福祉有償運送を行っている法人を代表する者
  - (6) 市職員
  - (7) 栃木県知事又はその指名する者
  - (8) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 会長は、法第79条の6の規定による有効期間の更新登録の申請におい

て、対価の変更その他の議論が必要な変更が存在しないことにより、会議の開催が不要と判断した場合に限り、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに書面の議決等の経過に関する記録を作成し、全ての委員に対して通知すること及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより、意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

6 第2条各号に掲げる協議事項について、他市町村が設置する福祉有償運送運営協議会と合同で開催することが望ましいと会長が判断した場合は、合同で開催することができる。

7 協議会の会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、改正後の栃木市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成29年6月30日までとする。